

個別事案 5

(単位：千円)

契約の名称	包括支援センターへ主任介護支援専門員資格を有する職員出向事業委託業務			
担当部局／担当課	健康保険部 健康長寿課			
相手先	11 者			
見積書を入手した業者数	13 者			
当初契約金額	73,801	当初設計金額	—	
最終契約金額	74,489	最終設計金額	—	
特定財源	有無	無	区分	—
	名称	—	当該契約への充当額	—

(単位：千円)

契約の名称	包括支援センターへ社会福祉士資格を有する職員出向事業委託業務			
担当部局／担当課	健康保険部 健康長寿課			
相手先	14 者			
見積書を入手した業者数	13 者			
当初契約金額	72,112	当初設計金額	—	
最終契約金額	72,329	最終設計金額	—	
特定財源	有無	無	区分	—
	名称	—	当該契約への充当額	—

1. 契約内容

(1) 契約の概要

① 委託事業の概要

大津市内7ヶ所ある地域包括支援センターが実施する包括的な介護予防支援事業のうち包括的・継続的なマネジメント事業等を行うため、民間法人より専門資格を有する職員1名を出向させ、その民間法人から出向した職員（以下「出向職員」という。）に介護保険法第8条の2第18項に規定する業務に従事させるための委託業務である。

② 契約日

平成 22 年 4 月 1 日

③ 委託期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

④ 出向職員の身分

職員出向委託業務仕様書には、「出向職員」とは受託事業者に所属し、受託事業者に籍を置いたまま、地域包括支援センターにおいて勤務する者をいい、身分は大津市の非常勤職員とする」と記載してある。

⑤ 委託料

委託料は委託契約を結んだ事業者毎に異なり、各事業者から出向した職員の給与等に基づき計算されている。計算の基となる給与等には基本給、通勤手当、残業手当、賞与も含まれ、さらに事業主負担分の社会保険料や退職共済掛金なども含まれている。従って契約した事業者は出向させた自社の職員に対して支払っている給与相当額を委託料として大津市に請求しているため、委託料は各事業者によってかなり違う。各事業者の委託料は以下の通りである。

【主任介護支援専門員資格】

(単位：千円)

事業者名称	当初委託料	最終委託料
C	9,087	9,435
D	8,648	8,549
E	7,453	7,517
F	7,206	7,198
G	6,515	6,499
B	6,289	6,248
H	6,223	7,524
I	6,091	5,775
J	5,496	4,744
A	5,468	5,656
K	5,318	5,339
合 計	73,801	74,489

【社会福祉資格】

(単位：千円)

事業者名称	当初委託料	最終委託料
F	8,983	8,981
B	8,744	8,816
L	6,680	6,776
L	6,050	6,014
M	5,158	5,375
N	4,928	4,961
O	4,872	4,957
E	4,835	4,346
P	4,557	4,520
Q	4,482	4,484
K	4,350	4,207
D	4,335	4,174
G	4,133	4,110
R (注)		602
合 計	72,112	72,329

(注) 同者への委託は平成 22 年度の途中から開始されたものである。

⑥ 包括支援センターの概要

市内には次の 7 か所の包括支援センターがあり、介護保険法第 115 条の 45 により、大津市が運営を行っている。

人員は市役所職員による包括支援センター長（すこやか相談所長と兼務）と、出向職員 2 名（主任介護支援専門員 1 名と社会福祉士 1 名）並びに市職員の保険師 1 名の計 3 名が 1 チームとなっている。

<包括支援センター>

和邇、堅田、比叡山、中地域、膳所、南地域、瀬田

(2) 設計額の積算方法

担当課において委託料の単価設定や積算は行われていない。

基本的には職員の出向を依頼した 11 法人から提出された見積額にて、委託料を決定している。

(3) 随意契約の理由並びに業者選定理由

担当課によれば、「介護保険法第 115 条の 45 に規定する地域包括支援センターの運営には、中立公平が求められるとともに、当該支援センターが実施する包括的支援事業のうち総合相談事業等は社会福祉分野を中心とする高度な対人援助技術が求

められることから、これまで在宅介護支援センターを運営してきた法人より、専門技術を有する者の出向を受け入れる事が望ましく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用による随意契約とした」との説明であった。つまり特殊な技術や技能を要し、他に替わる者がいないので、競争入札に適さない業務であるとのことであった。

業者選定においては規定、基準はなく、過去の実績を重視した上で受託できそうな法人へ担当課から声を掛けている。しかしながら、市内7か所の当該支援センターには13人の出向者が必要であるが、受入れする者が少なく、主任介護支援専門員に至っては平成22年度は11者にとどまっている状況である。担当課によれば、受入先が少ない状況では業者を選定、審査し選抜できる状態ではなく、市から懇願するような形の個別随意契約となっているとのことである。

(4) 契約変更の内容

当初契約金額と最終契約金額とに差額が生じているのは、委託料の計算根拠となる給与等に時間外手当も含まれており、委託期間満了後に委託料の精算が行われているためである。

(5) 完了確認の方法

大津市から各者へ1月ごとに出向職員の勤務状況等を報告し、各者が出勤簿の提出をすることにより、委託業務の完了報告としている。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 委託料について

当該契約の委託料が出向職員の給料を基本としているため、出向職員の年齢や技能の違いにより委託料に差が生じる事はあるにせよ、委託料の最高額と最低額との差が主任介護支援専門員では3,769千円、社会福祉士では4,850千円もあり、同じ委託事業に対して支払う委託料にしては差がありすぎると考える。

主任介護支援専門員： 最高額 9,087千円 最低額 5,318千円

社会福祉士： 最高額 8,983千円 最低額 4,133千円

言い換えれば、この委託事業の適正な委託料は、主任介護支援専門員では9,000千円若しくは5,000千円なのか、社会福祉士においては8,000千円若しくは4,000千円なのか、判然としないまま随意契約が継続されていることは問題と考える。

担当課によれば、介護の分野においてもベテランで知識豊富な人材は引く手数多で、

各事業所も業務を拡大している状況では職員を出向させることに躊躇しており、市の方で基準委託料を設定すれば、おそらく人材は集まらないとのことである。

受入先法人が少ない状況下では、業者選定や見積り合わせが困難であることは理解できるものの、担当課において一定の単価や積算額を持ち、適正な委託料の範囲を定め、受託業者に対しても、あまりにも高額な出向職員は断るか、あるいは出向職員を差し替えて頂くかの要請をするなど、改善を検討されたい。

(2) 契約形態について

以下の事実を勘案すると、この委託契約がそもそも役務提供における委託事業なのか、疑問が残るところであり、派遣契約や出向契約の方が近いと考えるので再検討されたい。

- ・役務提供の質・量と委託料とが一致していない事実
- ・残業手当、定期健診、退職共済も委託料の対象としている事実
- ・仕様書において、出向職員の身分が大津市の非常勤職員とされている事実
- ・契約書に委託料の精算は明記されているが、業務が成し得なかった場合の責任所在は明記されていない事実

個別事案6

(単位：千円)

契約の名称	大津市観光案内所運營業務			
担当部局／担当課	産業観光部 観光振興課			
相手先	社団法人びわ湖大津観光協会			
見積書を入手した業者数	1者			
当初契約金額	17,309	当初設計金額	17,309	
最終契約金額	17,309	最終設計金額	17,309	
特定財源	有無	無	区分	—
	名称	—	当該契約への充当額	—

1. 契約内容

(1) 契約の概要

大津駅、石山駅、堅田駅前の各観光案内所の管理運營業務委託である。

大津市を訪れる観光客を暖かく迎え入れるために、観光客の目的に応じた観光地や交通手段等の的確な案内及び説明、宿泊希望客に対する宿泊施設等の案内、パンフレット、ポスター等による観光名所・催事の宣伝業務委託となっている。

社団法人びわ湖大津観光協会（以下「観光協会」という。）は、各観光案内所に職員を1名～2名交代制で配置し、業務に従事させている。

(2) 設計額の積算方法

見積書金額を設計額としている。金額の妥当性については課内で検証を行っている。

(3) 随意契約の理由並びに業者選定理由

当業務に係る案内所は、JR大津駅、石山駅、堅田駅といった大津の主要な駅に設置されており、来訪者には、ここを起点とした大津全域の観光情報等を提供する必要がある。観光協会は、一括して大津全体の観光情報やイベント情報をどこよりも早く把握することができることから、広域的にも箇所的にも観光客のニーズに合わせた的確かつ親切な対応が可能な唯一の団体であるため、委託先として選定している。

(4) 5年以上の長期継続の契約となっている理由

当該業務は、上記理由から他に委託できる業者がないとして、平成3年以降、当団体に委託している。

(5) 契約変更の内容

委託料の積算根拠は、大部分が観光案内所で従事している職員の人件費（93%）でその他は消耗品費、水道光熱費、電話代等である。年度末にはこれら全ての費用

実績を集計し、当初契約額と実績値の差額を精算している。平成 22 年度の精算額は 101 円で、返金されている。

(6) 完了確認の方法

毎月、観光協会から提出される完了報告書と、年度末に提出される完了報告書、大津市観光案内所管理運営委託料決算書及び大津市観光案内所利用者数報告書により確認している。

2. 監査結果

(1) 外郭団体への 1 者特命随意契約について

業者選定理由で大津市全体の観光情報やイベント情報をどこよりも早く把握できることから、観光客のニーズに合わせた的確かつ親切な対応が可能な唯一の団体であるとしているが、旅行業者であれば情報収集は当然のことであり、このことが 1 者特命随意契約を締結し得る理由とはならない。

今後は入札により業者を選定すべきであると考えている。

(2) 契約金額の変更について

当該業務については、契約書上、「委託業務完了後、委託料に過不足が生じた時は、甲、乙協議の上これを精算するものとする。」となっている。今回の精算の場合、契約額の積算の根拠となった全費用を契約締結時の予算（契約額）と実績を比較し実績額で変更契約をしている。積算の根拠は、以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	予算額（当初契約額） A	決算額（変更後契約額） B	差引精算額 A - B
職員費(人件費)	15,507	15,337	170
旅費	357	306	50
需用費	289	528	△238
役務費	304	237	66
負担金	11	10	0
使用料及び賃借料	65	65	—
小計	16,534	16,485	48
消費税	775	824	△48
合計	17,309	17,309	0

そもそも当該委託業務について、当初の金額で契約を締結し、業務内容に大きな変更がないにもかかわらず実績額で精算し、金額を変更することは適正であるとは言えない。さらに、当初契約額の積算根拠においては、上表の消費税は職員費のみにかかっているのに対し、変更後の契約額においては、他の費用も含めた小計に対し消費税がかけられており、異なった積算方法にて精算することは問題がある。

基本的には、当初決定した契約額で確定するべきであり、契約額を変更する場合は、単なる予算と実績の対比ではなく、業務内容の変更等に限定するべきである。

3. 意見

(1) 補助金との関係について

平成 22 年度包括外部監査のテーマの一つは「負担金、補助及び交付金の財務事務の執行等について」であったが、観光協会に対する補助金についても個別事案として取り上げている。当協会に対しては平成 21 年度において 46,221 千円の運営補助金が交付されており、当協会の人件費等に充てられている。ここで取り上げた委託契約は上記の表のように大津市が運営する観光案内所に係る人件費等に充てられている。補助金と委託契約は対象が異なっており、明確に区分されているため補助金と委託料が二重に支払われるという問題は発生していない。

しかし、観光協会に対しての運営補助金と、本委託契約の積算方法はいずれも人件費等の積み上げによっており、また、年度末で精算する等、考え方が類似している。

補助金は観光協会という団体の運営に対するものであり、他方、本委託契約は本来大津市が行うべき大津市観光案内所運営業務を観光協会に委託しているものであるため、両者の性格は明確に異なるという認識をもって委託に係る適正な手続を行うべきである。

個別事案 7

(単位：千円)

契約の名称	北部クリーンセンター運転管理業務 大津市環境美化センターごみ焼却施設運転管理業務			
担当部局／担当課	環境部 北部クリーンセンター、環境美化センター			
相手先	A (北部クリーンセンター) B (環境美化センター)			
見積書を入手した業者数	各 1 者			
当初契約金額	301,668 (北部クリーンセンター) 202,771 (環境美化センター)	当初設計金額	356,448 (北部クリーンセンター) 209,952 (環境美化センター)	
最終契約金額	301,668 (北部クリーンセンター) 202,771 (環境美化センター)	最終設計金額	356,448 (北部クリーンセンター) 209,952 (環境美化センター)	
特定財源	有無	有	区分	利用者
	名称	廃棄物処理手数料、かん・びん類売却代、ペットボトル・プラ容器合理化拠出金	当該契約への充当額	全額充当している

1. 施設の概要

(北部クリーンセンター)

燃えるごみの焼却施設、粗大ごみ処理施設、プラスチック容器資源化施設

(環境美化センター)

燃えるごみの焼却施設、車両基地

2. 契約内容

(1) 契約の概要

(北部クリーンセンター)

北部クリーンセンターにおけるクリーンセンター焼却施設、粗大ごみ処理施設及びプラスチック容器包装資源化施設の運転管理（手選別業務を除く）業務を行う。

(環境美化センター)

大津市環境美化センターにおける焼却設備運転業務、焼却設備点検整備、設備補修業務、ごみ計量業務、ごみ投入監視業務、日宿直業務を行う。

(2) 設計額の積算方法

(北部クリーンセンター)

「下水道施設委託業務積算資料」に基づいて、担当課である北部クリーンセンターが積算を行っている。

(環境美化センター)

「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」に基づいて、担当課である環境美化センターが積算を行っている。

(3) 随意契約の理由並びに業者選定理由

(北部クリーンセンター)

北部クリーンセンターの主要設備は、プラントメーカー独自に開発されたもので構成されており焼却施設の焼却炉、粗大ごみ処理施設の破砕機、プラスチック容器包装資源化施設の梱包機及び排ガス設備機器運転のためのソフトウェア等を総合的に運用することで、所定の性能を発揮できる総合プラントとなっている。

A は、当施設の設計施工業者である D からアフターサービス専門に分離・独立した会社であり、D から人材及び技術提供を受けるとともに、D と密接に連絡を取ることができる業者である。また、当施設は建設当初より地元との公害防止に係る協定値を遵守する性能保障を求められており、同業者は運転状態及び機器のトラブル等の緊急時の対応に対して部品供給を含め速やかな対応ができることから、安定的な施設管理ができる技術と情報を有している唯一の業者である。

(環境美化センター)

B は、環境美化センターのごみ焼却施設を建設した C から、アフターサービス専門に分離独立した会社であり、C から人材及び技術提供を受けるとともに、C と密接に連絡を取ることが出来る業者である。

本施設は、建設当初より地元との公害防止に係る協定値を遵守する性能保証を求められていることから、運転状況及び機器のトラブル等の緊急時の対応に対して、部品供給を含め速やかに的確な対応ができる唯一の業者である。したがって、安定的な施設管理が堅持できる技術情報を有している B と随意契約を締結する。

(4) 5年以上の長期継続の契約となっている理由

事業者において、北部クリーンセンター施設が建設された平成元年度から、環境美化

センターは設備が建設された昭和 63 年度から先に示した理由により、それぞれ長期にわたる契約となっている。

(5) 完了確認の方法

委託業務完了報告書及び委託業務の履行完了確認によって確認している。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 1 者特命の随意契約について（包括的な運転業務委託の必要性）

当業務委託がプラント建設以来 1 者特命随意契約になっている主たる要因は、プラントメーカー（あるいはその関連会社）のみが行い得る技術提供とトラブル発生時の緊急時の対応が挙げられる。それに加え、ごみ処理施設の場合には、地元とも協定があり、協定に沿った業務を行う必要があるため、最も安全と思われるプラントメーカー関連会社に包括的に運転業務を委託するということが行われてきた。

この方針は十分理解し得るが、このままでいくとプラント運転業務はプラント建設時からプラントの廃止時までの間、長期（20 年～30 年程度）にわたり 1 者特命随意契約を継続しなければならならず、発注者である大津市は、大変弱い立場で委託契約を每期継続しなければならない問題がある。

北部クリーンセンターにおいては、焼却設備運転業務、焼却設備点検整備、設備補修業務、ごみ投入監視業務、日宿直業務、粗大ごみ処理施設運転業務及びプラスチック容器資源化施設運転業務を包括的に委託しており、総計 46 名の従事者により運営されている。

また、環境美化センターにおいては、焼却設備運転業務、焼却設備点検整備、設備補修業務、ごみ計量業務、ごみ投入監視業務及び日宿直業務を包括的に委託しており、環境美化センターのごみ焼却に関する業務を包括的に委託している状態であり、ごみ焼却業務に従事する 29 名は B により提供されている。

運転業務は、すべての業務が密接に関連しているとの理由で包括的に委託されているが、1 者随意契約の理由から考えると、プラント全体について技術的に把握している運転者と不測の事態に対応できる技術者が何人かいれば十分である。

1 者特命随意契約という極めて不利な交渉条件であることを考えれば、プラントメーカーに発注する部分は高度な技術力を有する中枢部分に限定することができないのか検討されたい。

(2) 積算方法の適正化について

環境美化センターでは、「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」に基づいて設計を行っているが、北部クリーンセンターでは「下水道施設委託業務積算資料」に基づいて積算を行っている。

もともとは、「下水道施設委託業務積算資料」しかなかったため両者とも「下水道施設委託業務積算資料」に基づいて積算していたが、平成19年に「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」が公表されたため環境美化センターは、「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」に切り替え、北部クリーンセンターは変更しなかったため「下水道施設委託業務積算資料」による積算を続けている。

ごみ焼却施設として、適正と思われる「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」に基づいて、北部クリーンセンターも積算を行われたい。

(3) 設備レンタルの妥当性について

北部クリーンセンターの運転管理業務の設計金額のうち32,807千円（月額2,734千円）は、フォークリフト1台とホイールローダー2台の作業用機器損料（燃料分を除く）である。

損料計算は、滋賀県の建設物価における建設工事の際の機械損料に基づいているが、フォークリフトもホイールローダーも施設の運営に当たり長期的に使用するものであり、当該設備を大津市が取得し受託者に利用させることでのコスト削減の可能性を検討する。

フォークリフト1台とホイールローダー2台の購入価格を北部クリーンセンターで見積もりしてもらったところ下記のとおりであった。なお、フォークリフトの価格については、ごく標準的な仕様とのことで標準的な販売価格、ホイールローダーについては特殊仕様としている。

(単位：千円)

フォークリフト	5,000
ホイールローダー（小）	10,900
ホイールローダー（大）	21,600
小計（消費税抜き）	37,500
消費税等（5%）	1,875
合計（消費税込）	39,375

機械の損料年額（設計金額）32,807千円との単純な比較は難しいが、税法上の耐用年数はフォークリフトが4年、ホイールローダーが7年（いずれも、車両としての耐用年数）である。

現状では、委託業務の設計金額を算出する段階で、設備を取得するか、委託業者からレンタルするのか、どちらが有利かの検討自体行われていない。今後は設計時点で

その検討をすべきである。